平成２２年（フ）第２７２号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目2584番地14
債務者　田所　光子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８２号
栃木県宇都宮市幸町13番５号　幸町ハイツ605
債務者　和田　満海
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９８号
栃木県宇都宮市伝馬町４番20号　鶴屋コーポＢ－201、前住所栃木県宇都宮市富士見が丘２丁目12番17号
債務者　近江　禎章
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９９号
栃木県那須郡那珂川町谷田976番地　町営谷田上の原住宅１－３
債務者　石川　堅一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０５号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原680番地26　光水ハイツＢ－205
債務者　橋本　至弘
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０６号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原680番地26　光水ハイツＢ－205
債務者　橋本八重子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４８号
神奈川県海老名市河原口422番地の５　エミネンス103
債務者　中村　明広
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４９号
神奈川県大和市下鶴間2341番地　ヌーブエスポワール301号
債務者　佐々木史子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０１号
横浜市泉区和泉町606番地の33
債務者　港　　麻美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０７号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目23番２－10号
債務者　金子　静治
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４７号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート５棟607号
債務者　田村　豊彦
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７２号
横浜市港南区野庭町629番地　野庭住宅１棟503号
債務者　東　　尚子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５４号
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目39番22号
債務者　田村由美子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８号
岡山県備前市吉永町吉永中上ノ鼻291番地５－２号棟206号室
債務者　爲房　俊光
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９号
岡山市中区竹田134番地５　ラピーヌ竹田Ｉ102号
債務者　河野　和江
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４号
岡山市北区中央町９番12号　赤ん坊ビル203
債務者　土肥カツ子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部